

建築物の解体又は改修の工事における労働者の  
石綿粉じんへのばく露防止等について

61.9.6 基安発第34号の2

石綿は、昭和30年代初頭から昭和50年代初頭までを中心にビル等の建築物に耐火被覆材として吹き付け使用されているほか、壁、天井、床、空調設備等に保温材、吸音材又は軽量建材として多量に使用されている。これらの建築物の解体又は改修の工事（以下「解体等の工事」という。）においては、石綿の除去及び石綿を含有する建材の破碎、解体等の作業が伴うが、今後、これらの建築物の老朽化により解体等の工事が増加していくことが予想されることから、労働者の石綿粉じんによる健康障害予防対策の徹底が急務となっているところである。

このため、当面の対策として、関係団体等に対し必要な指導を行うこととし、別添のとおり労働者の石綿粉じんへのばく露の防止等について要請したので、貴局におかれても、本要請に基づく活動に関して関係団体等から協力依頼がなされた場合には、適切な指導、援助に努めるよう配慮されたい。

別 添

基安発第34号

昭和61年9月6日

建設業労働災害防止協会会長

(社)全国建設業協会会長

全国建物解体業協会会長

(社)日本建設業団体連合会会長 殿

(社)日本土木工業協会会長

(社)建築業協会会長

労働省労働基準局

安全衛生部長

建築物の解体又は改修の工事における労働者の  
石綿粉じんへのばく露防止等について

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力を頂きお礼申し上げます。

さて、昭和30年代以降に建設されたビル等の建築物は次第に老朽化しつつあり、今後、これらの建築物の解体又は改修の工事(以下「解体等の工事」という。)が増加するものと予想されますが、これらの建築物には断熱材、吸音材等として石綿が多量に使用されているものが多く、このため、当該工事において生ずる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

つきましては、ビル等の建築物の解体等の工事に伴う労働者の石綿粉じんへのばく露による健康障害を予防するため、石綿及び石綿を含有する建材(以下「石綿等」という。)の湿潤化、呼吸用保護具の着用、特殊健康診断の実施等特定化学物質等障害予防規則の関係規定の周知を図るとともに、特に下記の点に留意して法令に規

定する措置を適切に講ずるよう、貴会会員各位に対し徹底を図られたくお願いいたします。

#### 記

1. 建築物の解体等の工事の元方事業者は、当該工事の対象となる建築物について、石綿等が使用されている箇所及び使用の状況を事前に把握すること。
2. 元方事業者は、石綿等が使用されている箇所等を関係請負人に知らせるとともに、石綿等の破碎、解体等に関する適切な作業方法等について指導すること。
3. 石綿等の破碎、解体等を行う場合には、当該箇所及びその周囲の湿潤化のために十分な散水ができるように必要な水圧の水源、適切なノズルを備えた散水のための設備を設け、適切に散水を行うこと。
4. 破碎、解体等により生ずる石綿等の廃棄物については、石綿が乾燥しないよう散水を行って湿潤な状態に保つこと、発じん防止用の薬液を使用すること、できるだけ速く丈夫な容器又は袋に入れること等により、二次的な発じんの防止に努めること。
5. 解体等を行う場所については、必要に応じ、ビニールシート等を用いて石綿粉じんの他の場所への飛散を防止すること。
6. 石綿等の取扱い作業者には、防じんマスク（国家検定品）を使用させること。この場合において、当該防じんマスクの選定に当たっては、顔面への密着性が良好なものを選ぶこと。  
なお、粉じんの発散が著しい場合には、送気マスクを使用させることが望ましいこと。
7. 作業衣等は、石綿が付着しにくく、かつ、付着した石綿を容易に除去できるものを選定し、又は、保護衣を使用することが望ましいこと。
8. 石綿等を使用した建築物の解体等の工事の増加に備え、特定化学物質等作業主任者の有資格者の養成に努めること。